

# キャットファースト三島 規約

## 第1条 名称

本会は、「キャットファースト三島」という(以下「この会」という)。

## 第2条 所在地

この会は、所在地を水口伊久代宅(住所：静岡県三島市清住町 8-26)とする。

## 第3条 設立日

2021年3月11日

## 第4条 目的

この会は、不幸な動物をなくすため、動物愛護活動の実践と啓発を主な目的とし、人と動物とのより良い関係づくりを目指す。

## 第5条 活動

1. 飼い主のいない動物を保護し、TNR や里親探しを行う。
  - \* TNR(動物を捕獲し、不妊去勢手術を行った後に元の場所に戻す活動)
  - \* TNR 後の地域活動に伴う、他住民とのトラブルの仲裁・アドバイス
  - \* TNR 後の地域猫への介助方法の指導やサポート
  - \* ポスター・ホームページ・各種ウェブサイトなどによる保護動物の里親探し
  - \* 必要な物品(ケージやキャリーバッグなど)の貸出
  - \* 譲渡した動物の追跡調査やその後のサポート(不妊去勢手術・飼育相談など)
2. 遺棄・虐待への警告啓発
  - \* 事実確認の後、警察など関係機関への通報
  - \* 該当動物の保護・救済
  - \* チラシの配布やメディアを利用した啓蒙活動
3. 愛護動物の為の寄付金・支援物資の調達
  - \* 寄付金による活動費や支援物資の受付
  - \* 各種助成金の申請
4. 飼育動物の適正飼育指導
  - \* 終生飼育を原則とする
  - \* 不妊去勢手術・室内飼育の推奨
  - \* 動物の飼育に関する各種相談に応じる

## 第6条 責任

各会員の活動は、会員の会合にて役割分担を行い、その合議に基づいて会員の責任において活動するものであり、そこに一切の義務はないものとする。

依頼があった案件について不合理が認められた場合は、全会員での話し合いの上、活動の休止・延期・中断を決定する。

非会員の相談に応じる場合は責任の所在を明らかにし、無責任な依頼については引き受けない。但し、会員個人が引き受けると判断した場合は、その会員が責任を負うものとし、会員間での協力は各人の判断とする。

## 第7条 総会

総会は、1年を四半期に分け、3ヶ月毎(3月・6月・9月・12月)に開催することとする。

総会における議案の決定方法は、全会員で話し合いを行った上、賛成多数での決定とする。

## 第8条 変更

本会の目的・活動内容・会費は、会員の合議に基づいて変更することができる。

## 第9条 入会

この会への入会は、以下の条件を全て満たすものとし、会長の承認を得るものとする。

- 一、愛護動物を理解し、適正な飼育を行うことができる方
- 二、健全な社会生活を営んでおり、飼い主のいない動物に対して、無責任かつ無秩序な餌付け行為を行わない方
- 三、本会の活動を物品・生体販売など、商用目的で利用しない方
- 四、承認後の会員登録は、氏名や連絡先などを明記して総務に届け出る

## 第10条 役員

この会の役員は以下の通りとし、役員を含む会員過半数の承認により、会合で選出して任命する。

任期は2年間とし、再任は可能とする。

- (ア)会長 1名
- (イ)副会長 1名
- (ウ)会計 1名
- (エ)監査 1名
- (オ)総務 2名

年度途中で役員が不在となった場合、年度末まではそれ以外の役員の中から1名が代行する(会期年度は4月から翌年3月までとする)。

会長と副会長、または会計と監査については兼任を認めない。

## 第11条 会員の除名

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員の多数が除名に賛成する場合には

除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一、本会の会員としての会則・細則に明らかな違反があった場合
- 二、本会の名誉を傷つけ、また目的に反する行為があった場合
- 三、本会の趣旨を逸脱し、会員の説得に応じる姿勢の無い場合

#### **第 12 条 会員資格の喪失**

会員は以下の事由によって、その資格を喪失する。

- 一、退会届を提出したとき
- 二、年会費の滞納をし、遅滞納入の意思が無いとき
- 三、除名されたとき

#### **第 13 条 会費**

この会の年会費は、5000 円とする。

活動内容の変更により資金の確保が必要な場合、会員の合議に基づき、会費を変更・取り決めることができる。

#### **第 14 条 会費の納入**

会費は、会計年度内にその年の会費を納入しなければならない。

既に納入された会費は、年度途中で退会しても返却されないものとする。

年度途中で納入された会費についても、有効期限は会計年度末までとする。

#### **第 15 条 活動経費**

印刷物などの作成費については、全額会費の中から支払われる。

会員が合意の上、必要と思われる備品・設備費などは会費から支払われる。

個人的な活動に対しては、実質的な活動費は個人責任とする。

会の所有動物の活動において発生する経費については、全て会費の中から支払われる。

TNR など依頼のあった活動の基本的経費(手術代金など)は、依頼主の負担とし、立替などの場合でも領収証を必ず依頼主に渡す。

TNR の場合、1 頭につき 1000 円の経費を依頼主から徴収し、ノミ駆除代などに充てる。その際、会所定の領収書を依頼主に渡す。

依頼主に支払い能力が無い等の特殊事情により経費が賄えない場合、会員の合議の上、会費の中から支払われる場合がある。

この場合でも、基本的には依頼を受けた会員の責任とし、会員個人の努力が優先されるべきである。

#### **第 16 条 団体財産**

団体財産は総有に属するものであり、会員が持分の分割請求及び払い戻し請求は出来ないものとする。

会計が、団体財産の出納事務処理をし、それらに関する帳簿及び書類の管理をする。

監査が、会計処理及び財産状況を管理する。

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

附則 この規定は、キャットファースト三島設立日である  
2021年3月11日の翌日2021年3月12日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

会長

印